

都道府県等においては、本事務連絡等のイベントの開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和3年11月19日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」の取りまとめ等を踏まえて基本的対処方針の全部を変更したところ、都道府県対策本部において新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等を示す。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、イベント開催等における必要な感染防止策は別紙2、感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフローは別紙3のとおり。

本事務連絡で示すイベントの開催制限等は当面の間維持するが、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合があることにも留意されたい。

記

1. イベントの開催制限

(1) 特定都道府県

ア. イベントの開催制限の目安等

(ア) 基本的対処方針三（5）1）等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。特定都道府県は、以下を目安とする規模要件等を設定し、それに基づいたイベント（開催される施設等の種類を問わない。以下同様とする。）の開催をイベント主催者等に対して、法第24条第9項に基づき要請すること。